平成２２年（フ）第１８３号
静岡県浜松市東区積志町857番地の２
債務者　佐藤洋一郎
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４４９号
東京都足立区東保木間２丁目17―12―107
債務者　伊地知忠盛
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４８５号
埼玉県草加市瀬崎町67―１　ライオンズマンション谷塚駅前第２―401
債務者　白石美智子
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２５号
東京都日野市南平４丁目８―11―201
債務者　内野　晴美（旧姓天野）
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７０５号
東京都八王子市大和田町６丁目８－９―101
債務者　佐熊　仁志
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７３０号
東京都江戸川区江戸川１丁目46―58―201
債務者　倉田　　豊
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７３１号
東京都江戸川区瑞江１丁目４－５―201
債務者　倉田ちか子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―６―208
債務者　篠塚　民江
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅５―34号
債務者　前田　志保
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３９２号
東京都八王子市椚田町515番地１サラダハイツＢ202号
債務者　高宮　　昇
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０４号
東京都府中市新町１丁目44番地の33
債務者　大住　理紗
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５１号
東京都八王子市下柚木1875番地
債務者　小川　新一
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５２号
東京都八王子市下柚木1875番地
債務者　小川真由美
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２６５号
静岡県富士市今泉3669番地の59
債務者　前田　弘美
１　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８３７号
大阪府枚方市南楠葉２丁目７番16―22号
債務者　西野　昌樹
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７号
横浜市都筑区折本町1198番地
債務者　土井とよ子
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部